



# 山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外 (25)

## 目 次

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程.....	2
山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程.....	3
山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程.....	同
山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程.....	11

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表係名の欄中「、経営係」を削る。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改め、「、前項に定める職員は吏員以外の職員をもって」を削り、同項を同条第3項とする。

第10条の表山形県立中央病院の項中

「	人工透析室	」	を
	N I C U 室		

「	人工透析室	」	に、
---	-------	---	----

「	教育研修部	臨床研修係	を
---	-------	-------	---

「	教育研修部	臨床研修係	に改める。
	医療情報部		
	周産期母子部	N I C U 室	

第16条の表中

	医療福祉相談室		を
医療情報部			

	医療福祉相談室		に改める。
--	---------	--	-------

第17条第3項の表中

主任医療相談員	上司の命を受けて医療相談業務を処理する。	を
---------	----------------------	---

主任医療相談員	上司の命を受けて医療相談業務を処理する。	に改める。
副主任医療相談員	主任医療相談員を補佐し、及び医療相談業務に従事する。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第4号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中	臨床検査技師	がん・生活習慣病センター臨床検査技師 及び救命救急センター臨床検査技師	を
-----------	--------	--	---

臨床検査技師	がん・生活習慣病センター臨床検査技師 及び救命救急センター臨床検査技師	に改め、同表がん・生活習慣病センターの項中
臨床工学技士	がん・生活習慣病センター臨床工学技士 及び救命救急センター臨床工学技士	

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及び救命救急センター臨床検査技師	を
--------	----------------------------	---

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及び救命救急センター臨床検査技師	に改め、同表救命救急センターの項中
臨床工学技士	中央病院臨床工学技士及び救命救急センター臨床工学技士	

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及びがん・生活習慣病センター臨床検査技師	を
--------	--------------------------------	---

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及びがん・生活習慣病センター臨床検査技師
臨床工学技士	中央病院臨床工学技士及びがん・生活習慣病センター臨床工学技士

に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

## 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程(平成15年3月県病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第49条第3項中「前項の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、支出負担行為の確認を受けるために必要な書類により当該証明等に係る事実が確認できる場合は、この限りでない。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

## 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程(平成15年3月県病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「(給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合は、当該額を超える額)」を削る。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(昇格)」を付し、同条第1項中「第13条」を「第13条の規定」に、「1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日」を「4月1日(以下「昇格日」という。)」に、「第26条」を「第26条の規定」に、「1月、4月、7月又は10月(以下「昇格、昇給月」を「昇格日の属する月(以下「昇給月」に改め、「20日現在で当該職員の勤務成績を判定のうえ、当該昇格、昇給月の前月の」を削る。

第12条を次のように改める。

## (昇給)

第12条 所属長は、次条の規定に該当する場合を除き、1月1日(以下「昇給日」という。)に給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第6条第1項の規定により職員を昇給させようとする場合は、昇給日前1年間における当該職員の勤務成績を判定のうえ、昇給日の属する月(以下「昇給月」という。)の前月の25日までに昇給等内申書(別記様式第17号)に昇給の勤務成績調書(別記様式第18号)を添えて内申しなければならない。ただし、所属長に係る勤務成績の判定は、局長が行うものとする。

2 所属長は、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第39条後段又は第40条第1項第3号若しくは第3項後段の規定により昇給しないこととなる職員について、前項の規定に準じて内申しなければならない。

3 県立病院課長は、職員の昇給があった場合は、昇給発令通知書(別記様式第19号)及び昇給発令書(別記様式第20号)を所属長に送付するものとし、所属長は、当該昇給発令書を当該職員に交付するものとする。

第13条第1項中「第3条第1項」を「第3条第1項の規定」に、「若しくは第43条若しくは」を「、第42条若しくは第43条又は」に改め、「(技労規則第2条第1項の規定によりその例によるものとされるこれらの規定を含む。)」及び「又は10年以上勤務し、かつ、勤務成績が特に良好であった職員で死亡したものを削り、同条第2項中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

第15条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「(技労規則第2条第1項の規定によりその例

によるものとされるこれらの規定を含む。)」を削り、「給料月額を」を「号給を」に、「人事内申書に復職時等における給料月額調整調書」を「復職等の日において号給を調整する場合にあっては人事内申書に復職時等における号給調整調書」に、「内申しなければ」を「復職等の日後における最初の昇給日において号給を調整する場合にあっては第12条第1項に規定する昇給等内申書により内申しなければ」に改め、同条第2項中「復職時等における給料月額調整通知書」を「復職時等における号給調整通知書」に改める。

第16条第1項中「(技労規則第2条第1項の規定によりその例によるものとされるこれらの規定を含む。)」を削り、同条第2項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

第25条第1項中「第4条から第6条まで」を「第3条及び第7条の5」に改める。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第1項常勤職員の項中

「 臨時的任用の場合	山形県病院事業局(身分)に臨時的に任命する 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる (給料表名) 級に決定する 号給を給する	任期を更新する場合は、「臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。	を
---------------	--	---	---

「 臨時的任用の場合	山形県病院事業局(身分)に臨時的に任命する (地方公務員法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号) 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる (給料表名) 級に決定する 号給を給する		に改め、
臨時的任用の任期を更新する場合	臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する		

同表第6項中

「 派遣する場合	地方自治法上の派遣	地方自治法第252条の17の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日まで へ派遣を命ずる	を
	外国派遣条例上の派遣	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日まで へ派遣を命ずる 派遣期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する (派遣期間中給与の全額を支給する。派遣期間中給与は支給しない)	

派遣する場合	外国派遣条例上の派遣	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき年月日から年月日までへ派遣を命ずる 派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分のを支給する(派遣期間中給与の全額を支給する。派遣期間中給与は支給しない)
--------	------------	---

に改め、

同項派遣する場合の項公益法人等派遣条例上の派遣の項記載事項の欄及び同表第11項命ずる場合の項記載事項の欄中「調整手当」を「地域手当」に改め、同表第12項備考の欄中「給料月額」を「号給等」に改める。

別記様式第10号の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式第14号中「特別昇給」を「研修、表彰等による昇給」に、

「昇給延伸」を「勤務成績不良」に改め、同様式の注書第2項中「昇格、昇給月」

を「昇格月」に、「11. 4. 1から14. 9.30まで」を「18. 4. 1から21. 3.31まで」に改め、同注書第3項中「前号」を「2」に改め、同項第1号中「特別昇給」を「研修、表彰等による昇給」に、「第43条第1号及び第2号」を「第42条第1号又は第2号の規定」に、「特別昇給した」を「昇給した」に改め、同項第3号中「昇給延伸」を「勤務成績不良」に、「勤務成績不良のため昇給を延伸された職員」を「給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第3号の規定に該当して勤務成績が良好であると認められなかった職員」に改め、同項第4号中「11. 1. 1~14. 9.30」を「18. 4. 1~18. 9.30」に改め、同項第5号中「11. 4. 1~11. 7.31」を「18. 4. 1~18. 7.31」に改める。

別記様式第17号及び別記様式第18号を次のように改める。

様式第17号

第 号 年 月 日
山形県病院事業管理者 殿
(所属長) 職 氏 名 印
年 月 日付け昇給等内申書
年 月 日付け昇給等を別紙昇給等調書のとおり内申します。

様式第18号

秘

年 月 日付昇給の勤務成績調書

			所 属						
職名	氏 名	判 定 期 間	勤 務 し な か っ た 期 間			備 考	勤 務 成 績		
			休職、病気特別休暇、結核要療養休暇、育児休業等	欠勤	計		特に良好	良好	良好とは認められない等
		から まで	から まで	日 日	日				
		から まで	から まで	日 日	日				
		から まで	から まで	日 日	日				
		から まで	から まで	日 日	日				
		から まで	から まで	日 日	日				
		から まで	から まで	日 日	日				
		から まで	から まで	日 日	日				

勤務成績判定者 職 氏名

印

(注) 昇給の勤務成績調書記入要領

- 1 所属職員のうち、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第39条に規定する勤務成績の証明が得られるものについて記入すること。
- 2 「判定期間」欄には、前回の昇給日から昇給月の前月の末日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給月の前月の末日までの期間)を「19. 1. 1から19.12.31まで」のように記入すること。
- 3 「勤務しなかった期間」欄
  - (1) 「休職、病気特別休暇、結核要療養休暇、育児休業等」欄には、2の期間内における次の日数の合計日数を記入すること。なお、休職、負傷又は疾病による特別休暇、結核要療養休暇、育児休業及び介護休暇の期間中に勤務を要しない日又は休日が含まれていてもそれを除かない全日数を記入すること。
    - イ 休職の日数(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するものを除く。以下ロからニまでにおいて同じ。)
    - ロ 負傷又は疾病による特別休暇の日数
    - ハ 結核要療養休暇の日数
    - ニ 負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた者又は結核要療養休暇若しくは特別休暇を与えられた者が復帰後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられる特別休暇の日数(8時間をもって1日とし、端数は切り捨てる。以下へ、ト及び(2)に規定する日数について同じ。)
    - ホ 育児休業の日数
    - へ 部分休業の日数
    - ト 介護休暇の日数
  - (2) 「欠勤」欄には、2の期間における給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第14条第1項の規定に該当する日数を記入すること。
  - (3) 「計」欄には、(1)及び(2)の日数の総計を記入すること。
- 4 「備考」欄には、2の期間中に、停職、減給又は戒告処分を受けた場合又はその他の事由により勤務成

績が良好と認められない場合にその旨を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。

5 「勤務成績」欄には、2の期間における当該職員の勤務成績を判定のうえ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める欄に「 」を記入すること。

- (1) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第1号の規定に該当する職員 「特に良好」欄
- (2) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第2号の規定に該当する職員 「良好」欄
- (3) 給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第40条第1項第3号の規定に該当する職員 「良好とは認められない等」欄

6 勤務成績判定者職氏名印は、判定者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第24号を次のように改める。

様式第24号

復職時等における号給調整調書

( 年 月 日 )

職名				氏名			
給料表		級号給	級号給	同左発令 年月日	年	月	日
勤務状況を調査する期間		年 月 日 ~			年 月 日		
期 間			日 数	休 暇 等 の 種 類		備 考	
年	月	日から	月 日				
年	月	日まで					
年	月	日から	月 日				
年	月	日まで					
年	月	日から	月 日				
年	月	日まで					
年	月	日から	月 日				
年	月	日まで					
年	月	日から	月 日				
年	月	日まで					
年	月	日から	月 日				
年	月	日まで					
図 解							
決 定	調 整 期 間				合 算 期 間	調 整 数	
	勤 務 期 間						
	調 整	発 令 級 号 給					
次 期 昇 給 日 の 予 定	調 整 期 間				合 算 期 間	調 整 数	
	勤 務 期 間						
	調 整 数 の 合 計				発 令 級 号 給		

(注) 復職時等における号給調整調書記入要領

- 「級号給」欄には、休職等の期間の初日において受けていた級号給を記入すること。
- 「勤務状況を調査する期間」欄には、基準日(休職等の期間の初日の直前の昇給日(休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日))から復職等の日の前日までの期間を記入すること。
- 「期間」、「日数」、「休暇等の種類」及び「備考」欄には、算定期間(一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間)ごとに記入すること。また、「備考」欄には、勤務状況を調査する期間中に停職、減給又は



戒告処分を受けた場合にあっては処分の種類及び年月日を、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第14条第1項に規定する欠勤がある場合にあっては欠勤日数を記入すること。

- 4 「図解」欄には、勤務状況を調査する期間中の勤務及び休職等の状況について、勤務期間及び休職等の期間を算定期間ごとに図解すること。また、休職等の期間中に、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第39条に規定する昇給、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第42条若しくは第43条に規定する昇給、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第28条第1項の規定に該当する昇格、給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第29条第1項の規定に該当する降格又は給与規程第3条第1項の規定によりその例によるものとされる給与規則第30条第1項若しくは第32条第1項に規定する異動(以下「昇給等」という。)があった場合には、図解中に当該昇給等の年月日と昇給等後の級号給を記入すること。

- 5 欄は、記入しないこと。

別記様式第25号中「復職時等における給料月額調整通知書」を「復職時等における号給調整通知書」に、

「給料月額の」を「号給の」に、

「次期昇給予定等」を

「次期昇給日における発令予定級号給」に改める。

別記様式第30号を次のように改める。

様式第30号

退 職 手 当 支 給 調 書

勤務 公所						職名			氏名			
生年 月日	年	月	日	年齢	歳	退職 事由						
勤 続 期 間	区分	期 間					換算年月数	備 考				
	在職 期間	年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		在 職 期 間 計 (A)					年	月				
	除算 期間	年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
除 算 期 間 計 (B)					年	月						
退職手当算定の基礎となる期間 (A - B)						年	月 ( 年 )					
根 拠 条 項	山形県職員等に対する退職手当支給条例 第 条											
退職日 給料月額	退職日	年	月	日	勤続 期間	年	月( 年 )	支給率	月分			
	給 料	円 ( 職給料表 級 号給 )										
	給 料 の 調 整 額	円 ( 調整基本額 円・調整数 )										
	計	円 ( 扶養手当 円・地域手当 円 )										
特例給料月額	円 { × ( 1 + 0.02 × ) }											
特定減額前 給料月額	減額日前日	年	月	日	勤続 期間	年	月( 年 )	支給率	月分			
	給 料	円 ( 職給料表 級 号給 )										
	給 料 の 調 整 額	円 ( 調整基本額 円・調整数 )										
	計	円 ( 扶養手当 円・地域手当 円 )										
特例給料月額	円 { × ( 1 + 0.02 × ) }											
退職手当基本額	円 ( )											
退職手当 調整額	区分	調整月額	基 礎 在 職 期 間					計				
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	合計月数	円	月	合 計								円
			1/2相当額								円	
合計	円 ( + )											
退職手当内申額	円 ( )											
退職手当決定額	円 ( )											
退職後の職業 ( 就業年月日 )												

(注) 1 「備考」欄には、「職員」、「休職」等と記入すること。

2 「退職日給料月額」の項

(1) 「計」の項の( )内には、職員が給与規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の5の規定の適用を受ける場合における扶養手当及び地域手当の月額を記入すること。

(2) 「特例給料月額」の項には、職員が給与規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の3の規定により読み替えられた同条例第6条第1項の規定の適用を受ける場合における給料月額の特例額を記入すること。

3 「特定減額前給料月額」の項

(1) 職員が給与規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手

当支給条例第6条の2の規定の適用を受ける場合に記入すること。

- (2) 「計」の項の( )には、職員が給与規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の5の規定の適用を受ける場合における扶養手当及び地域手当の月額を記入すること。
- (3) 「特例給料月額」の項には、職員が給与規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の3の規定により読み替えられた同条例第6条第1項及び第6条の2の規定の適用を受ける場合における給料月額の特例額を記入すること。
- 4 「退職手当調整額」の項の「合計」の項中「1/2相当額」には、職員が給与規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の4第4項第2号の規定の適用を受ける場合に「合計」の項に記載された額の2分の1に相当する額を記入すること。
- 5 欄は、記入しないこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員研修規程(平成16年3月県病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中	所属研修		職務の遂行に必要な専門的かつ実務的な知識及び技能を習得させることを目的として、所属において、日常の職務を通じ、又は機会を設けて実施する研修	を
	一般研修	病院事業局研修	職務の遂行に必要な一般的な知識及び技能並びに職員としての一般的な教養を習得させることを目的とする研修(職員研修所研修を除く。)	
		職員研修所研修	山形県職員研修規程(平成元年4月県訓令第17号)第6条の一般研修と同等の研修	

所属研修		職務の遂行に必要な専門的かつ実務的な知識及び技能を習得させること並びに職員の個性に応じた能力開発及びキャリア形成に向けた自己啓発に対する意欲を高めることを目的として、業務の課題及び目標に対する達成状況を常に確認し、適切な助言を行うことにより、所属において、日常の職務を通じ、又は機会を設けて効果的に実施する研修	に改める。
基本研修	病院事業局研修	公務員としての基本的な資質を高め、職位に応じて求められる基礎的な能力及び心構えを習得することを目的とする研修(職員研修所研修を除く。)	
	職員研修所研修	山形県職員研修規程(平成元年4月県訓令第17号)第6条の基本研修と同等の研修	
能力開発研修		山形県職員研修規程第6条の2の能力開発研修と同等の研修	

第3条中「に十分配慮する」を「及び職場環境に十分配慮し、適切な支援を行う」に改める。

第4条中「常に自己啓発に努める」を「自ら能力向上に努め、自己啓発に対する意欲を高める」に改める。

第6条の見出し並びに同条第1項及び第2項の規定中「職員研修所研修」を「職員研修所研修、能力開発研修」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。